

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	新潟県佐渡市	区分	単独・社協委託
キーワード	市民後見人育成 連携ネットワーク構築 広報機能の充実		

市民後見人を支えるネットワーク構築

I. 概要

1. 自治体概要

人 口	54,656人
面 積	855.66km ²
高齢化率	41.2%
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	48人
障害者相談支援事業所	5か所
療育手帳所持者数	594人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	549人

(2018年度末時点・利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
181人	147人	30人	4人	0人

(2018年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	5件	4件	7件	7件
内 訳	高齢者	3件	4件	4件
	障害者	2件	0件	3件

③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
46人	16人	2人	1人

(2019年3月末時点)

3. 事例のポイント

▶プロジェクトチームの立上げ

成年後見の今後に危機感を抱いていた専門職や行政が第三者後見人の拡充のためのプロジェクトチーム（PT）を立上げ。後の中核機関となる成年後見センターの設立の第一歩となる。

▶市民後見人支援のネットワーク

PT立上げ時から市民後見は単独受任を目指した。市民後見人がのびのびと温かな良い支援ができるように、後見センターが市民後見人を養成・サポートする「市民後見人キラキラネットワーク」を整備。

▶2019年に中核機関として位置付け

「成年後見センター」の機能を踏まえ、2019年に中核機関として位置付け（国実施の同9年7月時点の取組状況調査においてその旨回答）。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2011年	第三者後見人の拡充に向けて、市内の専門職、行政、福祉関係者等による成年後見プロジェクトチーム（PT）を立上げ。
2012年4月	成年後見センター設立。 Point 1
2012年6月	成年後見のニーズや担い手に関する「第三者後見人の状況調査」を実施。 Point 2
2013年～	市民後見人の養成開始（初年度修了生8名）。
2014年	新潟県内初の市民後見人の単独受任。
2019年	成年後見センターを中核機関として位置付け。 Point 3

「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」 P.69参照。



POINT

Point 1

成年後見プロジェクトチーム（PT）は、法テラス佐渡法律事務所所属の弁護士を中心に、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、行政担当課（社会福祉課、高齢福祉課）、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会、家庭裁判所（オブザーバー参加）がメンバーとして参加する形で発足しました。

Point 2

「第三者後見人の状況調査」の結果、今後50人の利用ニーズがあるのに対し、専門職の受入れ可能人数は29人であることが判明し、専門職による受任だけでは足りないこと、第三者後見人の拡充のための体制整備が急務であることが、具体的な数値により把握できました。

Point 3

「成年後見センター」を中核機関と位置付けてはいませんでしたが、既に中核機関の機能を備えていたため、市が中核機関と判断し、国の2019年7月時点の取組状況調査において中核機関整備済みと回答しました。

プロジェクトチームを立上げたのはなぜですか？

身寄りがない、認知症かもしれない利用者が増えてきた（ケアマネジャー）、申立準備はできて後見人候補者がいない（地域包括支援センター職員）、後見人の受任依頼が増えている（専門職後見人）等、後見の需要が増加する一方で、後見人の成り手が不足していることを現場レベルで感じ始めていたからです。



Ⅲ. 佐渡市における体制の特徴について

1. 市民後見人の養成・活動支援する専門職による協力体制「佐渡モデル」

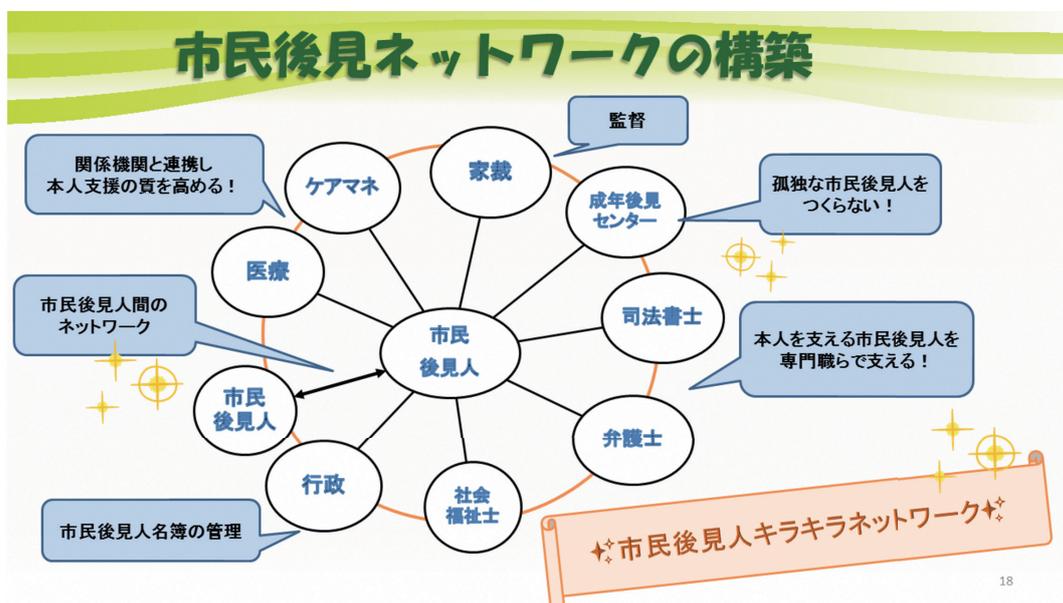
2013年（平成25年）より市民後見人の養成を開始。以来、毎年10人前後が修了しており、現在市民後見人名簿登録者は45名となりました。1人で一貫して支援できる市民後見人の養成に向けた体制づくり、カリキュラムづくりを目指し、専門職の協力を得て運営しています。

養成講座は年間10回（合計10日間）で、研修内容は、過去の受講生の理解状況等を踏まえ、毎年バージョンアップしています。修了後も毎年4回のフォローアップ研修を実施し、事例発表や意思決定支援の方法・ツールの紹介や相続・死後事務など、後見業務に反映できるようなテーマを取り上げています。

さらに、市民後見人の活動支援には特に力を入れています。市民後見人にのびのびと温かな良い支援をしてもらうためには、市民後見人が感じる不安や緊張、ストレス、プレッシャー等を払拭することが必要と考え、専門職や関係機関が市民後見人を支援する「市民後見人キラキラネットワー

ク」を構築しました。ネットワークが機能することにより、関係機関が連携して市民後見人を支援し、その結果、市民後見人による本人支援の質を高めることにもつながっています。ネットワークには、市民後見人名簿を管理する行政、監督を担う家裁、専門的相談等を行う専門職等の多様な主体が参加しています。このように支える人にも支える人が存在することが重要であり、このネットワークが強くとくになることが市民後見人の良い支援につながると考えています。また、後見活動の経験や感想などを共有するための市民後見人間のネットワークも作っています。こうした関係機関等が協力して市民後見人を養成し、サポートする仕組みは、「佐渡モデル」として評価されています。

成年後見センターが一番大事にしているのは、孤独な市民後見人をつくらないことです。そのため、センターでは、「市民後見人のキラキラネットワーク」の更なる強化を進めています。



2. 広報機能の充実（広く住民への周知+個別ニーズへの周知活動）による効果

地域で成年後見を拡充していくためには、広報が重要と考えました。まず、広く地域住民への周知のための方策として成年後見シンポジウムを開催しました。そのプログラムの一環として、社協職員や専門職等が演者となり、寸劇を行いました。シンポジウムや寸劇は、地元の佐渡テレビで特別番組として繰り返し放映されたため、市民が「市民後見」という言葉を多数回聞く機会となりました。各専門職については、日ごろ立場の違いなどから意見が対立することもあります。こうした取組を通じて、地域において成年後見の適切な利用を進めていくというゴールを共通の認識としていくことができました。同時に、会議以外の場面におけるコミュニケーションが生まれたことによって、横の連携や、相互に信頼して仕事を作っていくという関係性を構築することができました。

また、佐渡市では、個別の周知活動にも力を入れており、介護保険事業所や相談支援事業所、地域団体や地域の茶の間等を訪問し、成年後見等について説明を行っています。

個別の周知は、現場において地域住民が成年後見をどう捉えているか等の生の声を聞ける良い機会であり、職員の支援の質にも関わってきます。実際に施設等で成年後見制度について説明すると、「血の通った制度なのか」等、厳しい声をもらうことがあります。愛する子どもが成年後見を利用する際の親としてのリアルで貴重な声に直接触れることができます。

本人がメリットを感じられるためにも、地域に出向き周知活動を進めていくことにより得られる気づきを、後見業務に向き合うときに大事にしなければならぬと考えています。

担当者より

成年後見が必要な人が地域にこれだけたくさんいる。都市部でも島でも山の中でもどこでも。その潜在的ニーズに気づき、関係者と手を組んでいこうと思う気持ちが実を結んだと思っています。



地域の高校アニメ部によるキャラクター

PTにおいて、広報の際にはアニメやマスコットがあれば関心を引くので広まるのではないかという意見が出され、地域の高校のアニメ部にキャラクターの作成を依頼しました。高校生にも成年後見をイメージしてもらうこととなり、世代の違うところへの周知につながりました。



■参考URL 連絡先

新潟県佐渡市 社会福祉課
0259-63-5113
h-syahuku@city.sado.niigata.jp